

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十一号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和二十八年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 (宿泊費基準額等) 条例第十一条に規定する人事委員会規則で定める額は、<u>国家公務員等の旅費支給規程</u>（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二第一号に規定する職務の級が十級以下の者の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第八条 (転居費の算定方法等) 条例第十四条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、<u>旅行令</u>権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 旅行者が宅配便を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額、<u>家用自動車</u>を利用して家財の運送を行う場合には、<u>条例</u>第十条第一項第三号、同条第二項及び第三項の例により算出した当該運送に要する額、<u>道路運送法</u>第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、<u>条例</u>第十条第一項第三号の例により算出した当該運送に要する額をそれぞれ転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（本項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、第一号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第六条 (宿泊費基準額等) 条例第十一条に規定する人事委員会規則で定める額は、<u>別表のとおりとする</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>第八条 (転居費の算定方法等) 条例第十四条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 旅行者が宅配便を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額、<u>家用自動車</u>を利用して家財の運送を行う場合には、<u>条例</u>第十条第一項第三号、同条第二項及び第三項の例により算出した当該運送に要する額、<u>道路運送法</u>第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、<u>条例</u>第十条第一項第三号の例により算出した当該運送に要する額をそれぞれ転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

別表を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この人事委員会規則は、令和八年四月一日（以下この条及び次条において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正後の職員の旅費に関する規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下この条において「条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が同項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）した場合又は死亡した場合において条例第三条第二項の規定により旅費を支給する旅行及び条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等した場合又は死亡した場合において条例第三条第二項の規定により旅費を支給する旅行及び条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に条例第三条第六項及び同条第七項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。